

自転車ヘルメットの購入費用の

一部を補助します！

ヘルメットを着用
しましょう

令和5年度か
ら、八潮市内に
お住いの皆様
が申請できるよ
うになりました！

改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から自転車を運転する全ての方のヘルメット着用が努力義務化されました。

命を守るため、自転車に乗る際には、自転車ヘルメットを着用しましょう！



【対象者】

- ・市内在住の方（年齢の制限はありません。）
 - ・申請はご本人のほか、市内在住の着用者に対し、市内在住の2親等以内の親族の方もできます。（例：申請者本人用、祖父母⇄孫、親御⇄子など）
- ※なお、市で親族関係を調査させていただく場合があります。

【補助金】

- ・SGマークやCEマークなどの安全基準に適合した新品のヘルメットの購入にかかる費用の2分の1（上限2,000円）を補助します。ただし、中学生の通学用ヘルメットは除きます。（今年度の受付は先着250名）
- ・対象者1人につき申請は1回限りです。ただし、前回申請した年度から起算して、3年度を経過していれば申請できます。【例：令和5年度に申請済でも令和8年度に申請可】
- ・購入日から1年以内に申請してください。

【申請に必要なもの】

- ・八潮市自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書
※くらし安全課窓口、駅前出張所、もしくは市のホームページからダウンロードしてください。
- ・ヘルメットの購入に要した経費の支払い手続きが完了したことを証する書類の原本（領収書等）
- ・ヘルメットを着用する者が市内在住であることを証明できるもの（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、こども医療費受給資格証等）
- ・申請者の住所を確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、税金の通知書等）
- ・振込金融機関名・口座番号等を確認できるもの（通帳等）
- ・製品の安全を保証するマーク（SGマーク、CEマーク等）がわかるもの

ヘルメットを正しく着用すると・・・

万一、事故にあったときに大きなケガになりにくく、命を守ることができます。

申請から補助金が交付されるまでの流れ

自転車ヘルメットを購入

- ・市内の自転車小売店、ホームセンターなどの量販店で購入できます。
- ※市外の店舗での購入も対象です。
- ※インターネットで購入する場合、購入証明書が発行できるかを確認してください。



必要な書類を用意して窓口で申請

- 次の書類を揃えて、くらし安全課窓口で申請してください。
- ※詳しくは**表面【申請に必要なもの】**の欄をご覧ください。
- ・八潮市自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書
 - ・ヘルメットの購入に要した経費の支払い手続きが完了したことを証する書類の原本(領収書等)
 - ・ヘルメットを着用する者が市内在住であることを証明できるもの
 - ・申請者の住所、氏名を確認できるもの
 - ・振込金融機関名・口座番号等を確認できるもの

補助率は自転車ヘルメット購入費用の2分の1で上限2,000円

例) 6,000円の場合：6,000円×1/2=3,000円⇒**2,000円**

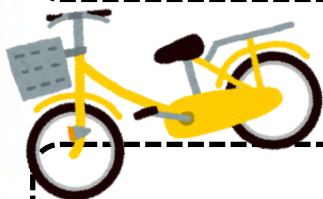
3,240円の場合：3,240円×1/2=1,620円⇒**1,600円**

※100円未満の端数は切り捨て



市役所から交付決定通知書が届きます

交付できない場合は、理由を記載した不交付決定通知書が届きます。



補助金が交付されます

申請してから、指定の口座に入金されるまでに1ヶ月から2ヶ月くらいかかる場合があります。